

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 274 回

事業に成功する人に共通するのは「執着」の強さではないかと思う。
 名誉、金、物に対する執着の強さ、決してあきらめない心の強さが結局成功へと導くような気がする。ただ、人間は最終的にそれだけでは満足できそうもない。
 そこで次に来るのが使命感ではないかと思う。我々人間の最も大切な部分でもある。その気持ちはやがて従業員や周りの人に伝わり、大きな影響を与える。
 それが人間の生まれてきた価値でもある。
 自社を、自分の事業をどういったものにするか、この計画をたてるのも大変大切な事業計画である。そして、事業の規模は小さくても、十分価値ある仕事をする事ができると思う。

さあ皆さん、あなたは自社をどんな会社になりたいか？一度とくと考えてみましょう。

ところでこれからの経済環境上の注意事項を少し…

- 日銀の追加緩和がなければ円は反発するよ
- 円安、ウクライナ情勢の緊迫化で原油、ガソリンは上振れリスクは高まるよ
- 日銀の政策対応が遅れれば株価は低迷するよ
- このままもし景気が良くなれば人材確保に賃金上昇は必要、技術力UPと中途採用が必要となる
- 建築関係は厳しくなるね、工事延期、入札不成立、人手不足につぶされる
- 中小企業の消費税増税の影響は大きいね、赤字企業がますます増えるかも
- やはり技術開発、人材教育が必要だ、工夫力を高めよう

前田の《今人生を語る》第 179 回

めざめよ日本人⁽¹⁰²⁾

単眼ではなく、複眼で 360 度を見渡せることが人間にとっては大切なことである。そこから、自由で、軽やかで、充実した人生が送れるのである。
 人の成長を信じて待つことができる。
 そして辛い時、苦しい時があっても、じっと耐えて待っていれば状況は必ず好転すると思っ待つことができる。
 そして前より一段上がった高みに立っている。
 こうした人間に私はなりたい… (希望ですが…)

父母・祖父母等からの贈与と贈与税について

佐藤 洋

平成 25 年度改正で、教育資金の「一括贈与」の非課税特例が創設されましたが、そもそも扶養義務者からの通常必要と認められる「生活費」又は「教育費」の贈与は非課税とされています。そこで国税庁から従来からの取り扱いを明確化した文書が公表されましたので一部をご紹介します。

扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については贈与税の課税対象となりません

1. 「扶養義務者」とは次の者をいいます。(贈与時の状況により判断します)
 - ① 配偶者
 - ② 直系血族及び兄弟姉妹
 - ③ 家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族
 - ④ 三親等内の親族で生計を一にする者
2. 「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用（3を除く）を言います。また、治療費や養育費その他これらに準ずるもの（保険金等により補填される部分の金額を除きます）を含みます。
3. 「教育費」とは、被扶養者（子や孫）の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限られません。
4. 「通常必要と認められるもの」とは贈与を受けた者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産をいいます。

Q1 数年間分の「生活費」又は「教育費」を一括して贈与を受けた場合、贈与税の課税対象となりますか？

A 贈与税の課税対象とならない生活費又は教育費は、生活費又は教育費として必要なつと直接これらの用に充てるために贈与を受けた財産であり、したがって、数年間分の生活費又は教育費を一括して贈与を受けた場合において、その財産が生活費又は教育費に充てられずに預貯金となっている場合、株式や家屋の購入費用に充てられた場合等のように、その生活費又は教育費に充てられなかった部分については贈与税の課税対象となります。

(教育費については別途「一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」があります。)

その他以下のような質問形式で回答されています。(スペースの関係で省略します)

婚姻に当たって子が親から金品の贈与を受けた場合、贈与税の課税対象となりますか？
 子の結婚式及び披露宴の費用を親が負担した場合、贈与税の課税対象となりますか？
 出産に当たって子が親から検査・検診、分娩・入院に要する費用について贈与を受けた場合、贈与税の課税対象となりますか？
 贈与税の課税対象とならない「教育費」とはどのようなものをいいますか？
 子が居住する賃貸住宅の家賃等を親が負担した場合、贈与税の課税対象となりますか？

回答については国税庁 HP、もしくは前田会計にお申し付けください。

上記のほか贈与税・相続税について、ちょっとした疑問から相続シミュレーションまで当事務所で対応させていただきます。お気軽にご連絡ください。